

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	沖水 (沖水、上金田、中金田、下金田、広瀬、太郎坊、西高木、東高木、松之元)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月30日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【土地利用調整、集積・集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖水3法人は、基本的には集落の農地を守る(遊休農地防止)のが目的であり、耕作エリアを拡大する予定はない。 ・長期の利用権設定が増えており、法人への作業委託は減っている。 ・担い手や法人ごとに耕作区域を定めて団地化することで、耕作しやすいようにしたいと考えている。 ・法人が畑を預からないことにしているため、畑に地域外の耕作者が入ってきている。 ・畜産をやめると飼料作の面積が減る。そのため、土地利用体系に影響が出る。 ・金田町は沖水地区以外の地権者が多い区域もあり、集積・集約化ができない状況である。 ・借地している畑には作付けできる作物がなく、管理だけしている農地がある。今後、契約満了に伴い農地返却をする予定であるが、返却された土地を今後誰が管理していくか心配。 <p>【担い手の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作者の年齢割合は、70歳以上が高く、そのうち、後継者未定や不明な農地も多くあり、農地の維持保全のためには受け手の確保が必要不可欠である。 ・担い手確保について、新たに他地区の法人が入ってくることは考えていない。 ・若手の兼業農家も法人に農地を預けており、新たな担い手が育たない。 <p>【基盤整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備が進んでいない地区もあり、農道や圃場が狭く用排水施設が古くなっている。 <p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業を取り入れる必要があるとは考えているが、それを活かすためには基盤整備や、団地化・集約化が必要。 <p>【高収益品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高収益品目を作付けしたいが、大規模かつ大型機械で耕作できる品目となるとハードルが高く、あまり進んでいない。見つかったとしても、収穫、保管、出荷体制並びに販売先確立が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米、大豆等)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、パレイショ、ホウレンソウ、サトイモ、促成キュウリ等)や飼料作物(トウモロコシ、牧草)等の団地化を形成する。併せて高収益作物の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	721.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	721.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<ul style="list-style-type: none"> ・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業推進員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住するケースが多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気・怪我や高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地区内の農地は基盤整備が進んでいない地域もあり、大規模な基盤整備をすすめ、農道の整備や圃場の拡大を行い耕作条件の改善に向けた検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業機械を所有していない土地持ち非農家や、農作業ができない高齢者等には、地区内の農作業受託組織等への委託を促す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業

・スマート農業を取り入れる必要はあるが、活かすには基盤整備が必要である。

⑧農業用施設

・土地利用型の高収益作物の導入を検討しているが、調整・出荷のため保冷库等の導入が必要である。

⑩その他

・栽培管理の効率化や農地の利用性向上のため、水系を考慮して水稻、大豆、飼料作物でブロックローテーションに取り組む。